

居宅介護支援契約重要事項説明書

1 担当する介護支援専門員

担当者 _____

連絡先 241 - 2107 (8時30分~17時30分)

土日祝・12/29~1/3 は休み

2 事業所の概要

事業所名	在宅サポートシニア 21
所在地	石川県金沢市山科町午 40 番地 1
連絡先	TEL (076) 241 - 2107 FAX (076) 241 - 1178
管理者連絡先	TEL (076) 241 - 2107
管理者 澤野 圭一	FAX (076) 241 - 1178
介護保険事業所番号	1770101960
営業日、営業時間	月~金曜日 (土日祝、12/29~1/3 は休日) 8:30~17:30
	ただし必要に応じて 24 時間、相談可能な連絡体制を確保。
サービス提供実施地域	金沢市 野々市市 白山市 川北町

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 洋和会
所在地	石川県野々市市新庄 2 丁目 45 番地
連絡先 (代表)	TEL (076) 248 - 7767 FAX (076) 248 - 7737
法人種別	社会福祉法人
代表者	池田 太一郎
法人の行う他の業務	介護老人福祉施設、ケアハウス、特定施設入居者生活介護、デイサービス、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、支援ハウス

4 当事業所の従業員

職種	人員数
管理者	1 人 (兼務)
介護支援専門員	4 人 (常勤 4 非常勤 0)

5 事業の目的・運営方針

社会福祉法人洋和会が開設する指定居宅介護支援事業所 在宅サポートシニア21（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

事業所の介護支援専門員は、利用者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用することができるよう、市町村・サービス事業者・介護保険施設との連絡調整を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 提供する居宅介護支援サービスの内容

利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

（1）居宅サービス計画の作成

- ①利用者のお宅を訪問し、利用者やその家族と面接をして情報収集し、解決すべき問題を把握します。
- ②利用者及びその家族の希望や、介護支援専門員による課題分析の結果に基づき、居宅サービス事業所が実施しているサービスの内容や利用料等の情報を、適正に利用者またはその家族に提供します。
- ③利用者のサービスの選択に資するよう、複数の指定居宅サービス事業所などの紹介の求めに応じ、下記の通り利用者またはその家族に情報を提供いたします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求める能够性を説明します。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求める事なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。
- ④利用者及びその家族の意向、介護支援専門員の専門的見地に基づき、居宅サービス計画原案を作成します。計画原案には、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標、ならびにそれらの目標達成時期等を明確に盛り込みます。また、介護給付対象サービス以外のサービス（自己負担）も位置付ける事により、総合的な計画案となる様に努めます。
- ⑤利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催します。利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め、調整を図ります。
- ⑥居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い、利用者から文書による同意を得ます。

- (2) 居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供
- ① 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
 - ② 利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援を行います。
- (3) サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価
- 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。
- (4) 居宅サービス計画の変更
- 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。
- (5) 給付管理
- 居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、石川県国民健康保険団体連合会に提出します。
- (6) 相談・説明
- 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
- (7) 医療との連携・主治医への連絡
- ケアプランの作成時(または変更時)やサービス利用時に必要な場合には、利用者の同意を得たうえで関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療時に伝えるように求めます。
- (8) 財産管理・権利擁護等への対応
- 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者への援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて担当窓口機関への連絡を行います。
- ＊窓口機関：地域福祉権利擁護センター（石川県社会福祉協議会内）
- (9) 要介護認定等にかかる申請の援助
- ① 利用者の意思を踏まえ、要介護申請等の申請に必要な協力を行います。
 - ② 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
- (10) サービス提供記録の閲覧・交付
- ① 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
 - ② 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。
- (11) 介護支援専門員の変更
- 介護支援専門員の変更を希望する場合は相談窓口の担当者までご連絡ください。

7 サービスの利用料及びご利用者負担 (料金)

事業所の居宅介護支援については、原則として利用者の負担はございません。

※ 介護保険料及び各種加算は別表参照

(その他の費用)

通常の事業の実施地域を越えた地点へ出張訪問する場合には、実費相当の交通費が必要となります。自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

通常の事業の実施地域を越えた地点から 延べ 5 kmまで 300 円（基本料金）

5 kmを超えた場合は 5 km増すごとに 100 円プラス

* 支払い方法*

利用のあった月ごとに集計し、翌月 10 日に請求させていただきます。

お支払いは、その月の 22 日にお客さまがご指定された金融機関の口座より引き落としさせていただきます。

8 契約の期間と自動更新について

この契約の契約期間は契約の日から認定有効期間とします。

ただし、契約満了の日の 30 日前までに、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ない限りこの契約は自動更新するものとします。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者から解約を希望する 14 日前までに申し出ていただければ解約することができます。ただし、中途解約の場合は、次の事業への引き継ぎなど、利用者が介護保険サービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、解約の希望日が若干変更となる場合があります。

10 秘密保持

事業所の従業者は、事業所は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、必要な措置を講じ、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者から、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族から、予め文書で同意を得ます。

利用者やその家族に関する個人記録が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

11 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

責任者：管理者 澤野 圭一

(2) 適切な権利擁護の支援を行います。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従業者に対する虐待防止啓発、普及及び人権意識を向上するための研修を実施します。

- (5) 従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止の観点を踏まえて個別の状況に応じ慎重に対応します。
- (7) 発生を確認した場合は、速やかに市町窓口へ通報いたします。

12 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

13 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 ハラスメント対策

- (1) 事業者は職員によるハラスメント防止に取組みます。
- (2) 利用者やその家族が事業所の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為やセクシャルハラスメント等のハラスメント行為を禁止します。

16 サービス提供中における事故発生時の対応

事故発生時には市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡をし、必要な措置を講じます。また事故の状況及びその際の処置に対して記録します。

17 損害賠償について

事業所がご利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、事業所は金銭等により賠償をいたします。事業所は損害賠償保険に加入しています。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無：無

19 サービスの苦情相談窓口

事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は速やかに対応します。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

担当者 介護支援専門員 澤野 圭一	TEL (076) 241 - 2107 FAX (076) 241 - 1178 (受付時間 8：30～17：30)
○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。	
介護保険全般に関するお問い合わせ	お住まいの市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。
要介護認定、保険料、保険給付等に関する不服がある場合	石川県介護保険審査会 (石川県健康福祉部長寿社会課) 連絡先 076-225-1416 受付時間 (平日) 8：30～17：00
介護保険サービスの苦情について	石川県国民健康保険団体連合会 連絡先 076-231-1110 受付時間 (平日) 9：00～17：00

(2025年6月1日現在)

別 表

サービスの利用料及び利用者負担

事業所の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)について、原則として利用者の負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1か月当たり下記の料金を頂き、事業所からサービス提供説明書を発行いたします。

介護度	単位 (円)
要介護1・要介護2	1086 単位
要介護3・要介護4・要介護5	1411 単位
各種加算	
特定事業所加算 I・II・III・A	505・407・309・100 (単位)
特定事業所医療介護連携加算	125 单位
初回加算	300 单位
入院時情報連携加算(I)・(II)	250 单位 ・ 200 单位
退院退所加算(I)イ・ロ	450 单位 ・ 600 单位
退院退所加算(II)イ・ロ	600 单位 ・ 750 单位
退院退所加算(III)	900 单位
通院時情報連携加算	50 单位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 单位
ターミナルケアマネジメント加算	400 单位
同一建物減算(注)	介護度の所定単位数より 95/100 を算定

* 地域区分別一単位の単価：金沢市 10.21(7級地)

* 地域区分別一単位の単価：金沢市以外 10.00(その他地域)

注 ケアハウスシニアマインド21 の一般入居者のみ対象となります。

在宅サポートシニア21の居宅介護支援契約締結にあたり、利用者に対して契約書及びこの書面により、重要事項の説明を行ないました。

説 明 者 署名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利 用 者 署名 _____

代 理 人 署名 _____

個人情報の提供に係る同意書

社会福祉法人洋和会 在宅サポートシニア 21 が業務上知り得た利用者及び、
その家族・身元引受人の個人情報を、次のとおり提供する事について同意します。

- 1 必要に応じて、サービス提供事業者会議等に用いる場合
- 2 必要に応じて、他のサービス提供事業者に提供する場合
- 3 治療等の為、医療機関に提供する場合
- 4 その他、正当な理由がある場合

西暦 年 月 日

社会福祉法人 洋和会 在宅サポートシニア 21
管理者 澤野圭一様

利 用 者 住 所

氏 名 印

家 族 代 表 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印